

① 体調不良時の連絡・相談フローチャート (学生・教職員用)

2021.9.4作成 2022.08.22改定

(症状)
発熱、咳、痰、
嗅覚味覚障害、
倦怠感、頭痛、
息苦しさ等ある場合は
無理に登校しないでく
ださい。

- | | |
|------------|--|
| 学生 | ①保健室に連絡 (092-851-5292) hoken@nakamura-u.ac.jp
②授業欠席の場合はユニパQ & Aで授業担当教員連絡
③大学HP「コロナ感染学生支援サイト」→「体調記録票 (様式5)」記入 |
| 教職員 | ①所属長に報告
②保健室に連絡 (092-851-5292) hoken@nakamura-u.ac.jp
③大学HP「学生生活」「保健室」「コロナ感染症報告書」「体調記録票 (様式5)」記入 |
- この書類は公欠手続きに必要です。

数日間症状継続、増悪、基礎疾患があり

症状消失

主治医・身近な医療機関 または相談センターにて電話相談
福岡市コロナ感染症相談ダイヤル (24h) 092-711-4126

症状消失後2日(48時間)後
より 登校、出勤可能

医療機関等受診し検査実施
後は保健室に連絡
(092-851-5292)

医療機関等受診し検査未実施

「陽性」の場合はフローチャート ②へ

「陰性」「検査未実施」の場合 主治医と相談の上、
登校・出勤日を決める

登校後の手続き
学生：自宅療養終了後、登校の際に保健室持参書類 (公欠手続きに必要)
* 体調記録票 (様式5)
* 病院受診した場合は診療明細書や薬の説明書等
教職員 (メールでの提出可)
* 体調記録票 (様式5)

② 検査陽性者となった際のフローチャート（学生・教職員用）

2021.9.4作成 2022.08.22改定

コロナ検査陽性

学生

- ①保健室に連絡（092-851-5292） hoken@nakamura-u.ac.jp
- ②授業欠席の場合はユニパQ&Aで授業担当教員連絡
- ③大学HP「コロナ感染学生支援サイト」→「体調記録票（様式5）」「患者報告用」（様式2）記入
病院受診時の診療明細書、検査結果のコピー

教職員

- ①所属長に報告
- ②保健室に連絡（092-851-5292） hoken@nakamura-u.ac.jp
- ③大学HP「コロナ感染学生支援サイト」→「体調記録票（様式5）」「患者報告用」（様式2）記入
病院受診時の診療明細書、検査結果のコピー

この書類は公欠手続きに必要です。

自宅療養
（登校・出勤禁止）

★保健所、大学からの指示に従う。

★保健所・大学からの行動履歴の聞き取り調査に協力。

（症状が出現する2日前からの大学内での受講状況、昼食摂取状況、サークル活動やバイト、学外での本学学生との接触状況についてお聞きします）

おおむね、発症後10日間自宅及びホテル待機や入院加療。「体調記録票」の記載

自宅待機及びホテル療養より退所、登校可能

登校後の手続

学生：自宅療養終了後、登校可能の際に保健室持参書類（公欠手続きに必要）

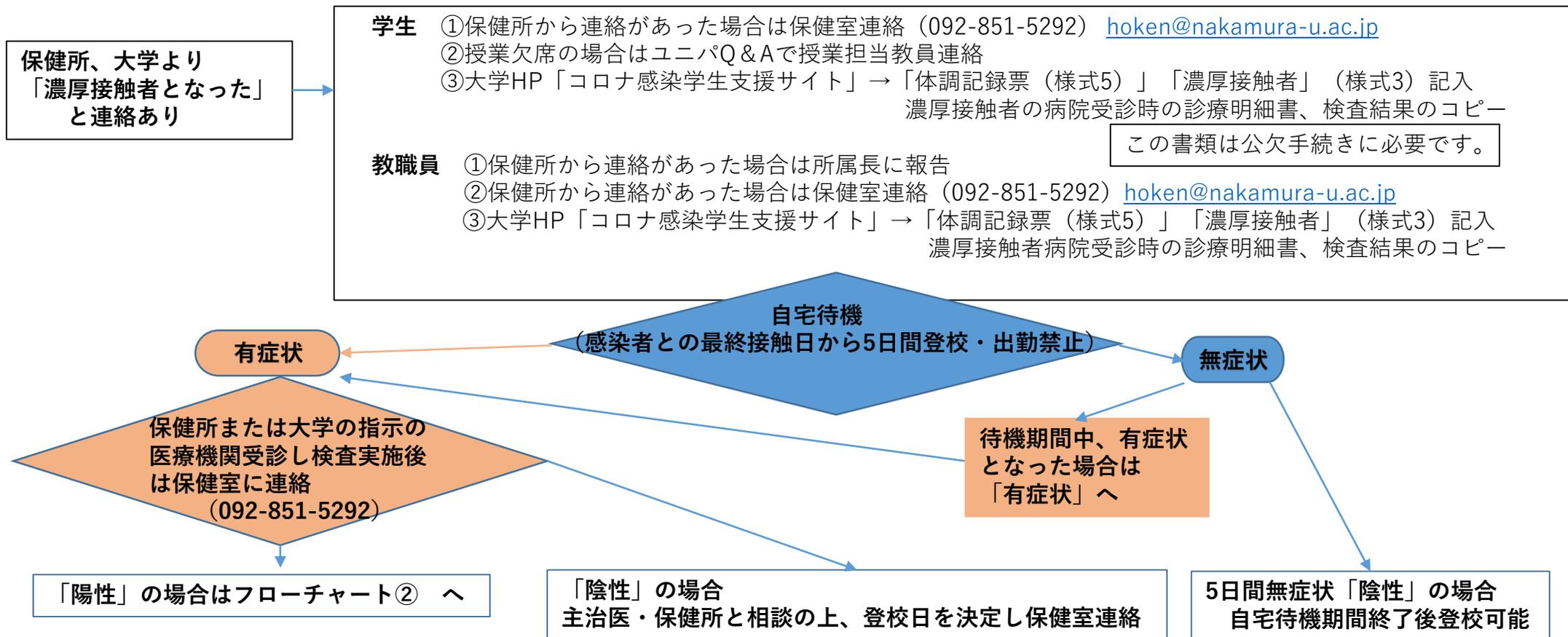
* 体調記録票（様式5）「患者報告用」（様式2）「病院での診療明細書及び検査結果のコピー」
ホテル療養した場合は「ホテル療養証明書」（ホテル退所時受領）

教職員（メールでの提出可）

* 体調記録票（様式5）「患者報告用」（様式2）「病院での診療明細書及び検査結果のコピー」
ホテル療養した場合は「ホテル療養証明書」（ホテル退所時受領）

③ 自分が濃厚接触者となった場合のフローチャート（学生・教職員用）

2021.9.4作成 2022.08.22改定



学生：自宅療養終了後、登校時に保健室持参書類（公欠手続きに必要）*体調記録票（様式5）*濃厚接触者（様式3）
*陽性になった方の病院受診した診療明細書等のコピー、または本人の病院受診した場合は領収書のコピー

教職員：自宅療養終了後、メールでの提出可。 *体調記録票（様式5）*濃厚接触者（様式3）*陽性になった方の病院受診した診療明細書等のコピー、または本人の病院受診した場合は領収書のコピー